

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
上関町	室津志田地区	令和3年3月23日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	7.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	6.7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.2ha
<p>（備考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当地区は瀬戸内海に面した中山間地域に位置し、ほ場整備はされておらず、狭隘な農地が大半を占める。 ・地区内耕地面積7.5haのうち、約3割が水田、約7割が樹園地で、かんきつ及び水稻栽培を主体とした小規模経営が主流となっている。 ・イノシシ等の鳥獣被害が著しく、耕作者の高齢化と相まって営農意欲が低下している。 ・農道が狭く、特に、かんきつ園地では作業道が不備のため、適切な管理作業ができない。 ・中山間地域等直接支払（平成17年度～26年度）・多面的機能支払（平成24年度～28年度）を導入して、農地の維持・管理活動や都市・農村交流活動等に取り組んでいたが、高齢化により活動が困難になり中止した。 	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。 ・中心経営体の引受面積を拡大するとともに新たな農地の受け手を確保していくためには、鳥獣被害対策や作業道整備を講じていくことが必要である。 ・新たな農地の受け手を確保していくためには、地域の特徴や農地情報等を積極的に地区内外へ情報発信することが必要である。 ・地区の農地を維持していくためには、地区での継続的な話し合いが必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・志田地区の農地利用は、①中心経営体5経営体が担うほか、②地区外からの新規就農者（農地の受け手となる移住者を含む）の積極的受け入れ、③都市・農村交流の場としての農地活用を促進することで対応していく。
- ・上記に係る農地利用の環境を整えていくため、鳥獣被害防止対策や農作業道の整備等の取組を検討していく。

※ 志田地区における中心経営体の定義：営農意欲が高く JA や直売所に出荷実績がある者、または出荷をしようとしている者

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農地の貸付け等の意向

- ・貸付け等の意向が確認された農地は、26筆、26,176㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

- ・中心経営体への農地の貸付については、出し手の意向を尊重しつつ機構の活用に努める。
- ・出し手の農地情報を機構に登録し、農地情報の地区内外への情報発信を積極的に実施する。

鳥獣被害防止対策・農作業道整備の取組方針

- ・鳥獣被害防止対策や農作業道の整備など、農地利用の環境を整えていくため、中山間地域等直接支払・多面的機能支払の再導入等を検討する。

都市・農村交流の取組方針

- ・遊休農地等を活用して、菜の花、レンゲ等景観作物の植栽を進め、都市・農村交流活動に資するとともに、かんきつ園のオーナー制についても検討する。
- ・都市・農村交流の活動財源として、中山間地域等直接支払の再導入等を検討する。